

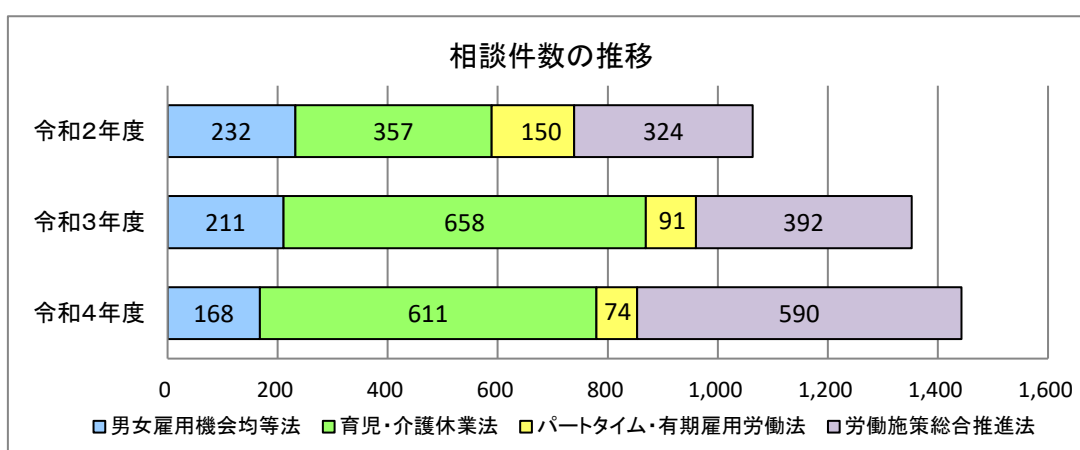
# 令和4年度の男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム・有期雇用労働法及び労働施策総合推進法の施行状況

(1) 青森労働局で取り扱った相談、行政指導の件数

## ア 相談件数

(件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
男女雇用機会均等法	232 (21.8%)	211 (15.6%)	168 (11.7%)
育児・介護休業法	357 (33.6%)	658 (48.7%)	611 (42.3%)
パートタイム・有期雇用労働法	150 (14.1%)	91 (6.7%)	74 (5.1%)
労働施策総合推進法	324 (30.5%)	392 (29.0%)	590 (40.9%)
合計	1,063 (100.0%)	1,352 (100.0%)	1,443 (100.0%)

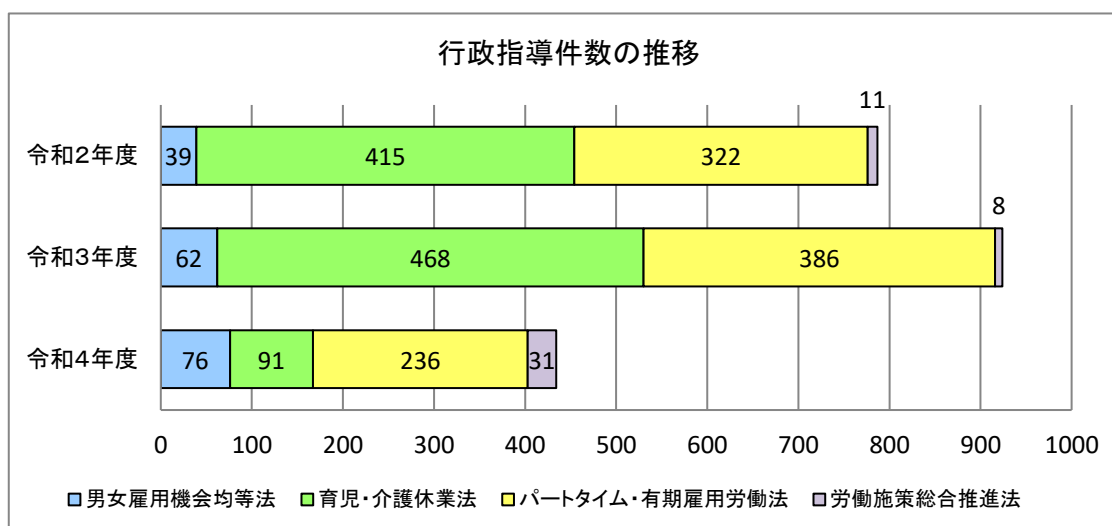


## イ 行政指導件数

(件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
男女雇用機会均等法	39 (5.0%)	62 (6.7%)	76 (17.5%)
育児・介護休業法	415 (52.7%)	468 (50.6%)	91 (21.0%)
パートタイム・有期雇用労働法	322 (40.9%)	386 (41.8%)	236 (54.4%)
労働施策総合推進法	11 (1.4%)	8 (0.9%)	31 (7.1%)
合計	787 (100.0%)	924 (100.0%)	434 (100.0%)

※パートタイム・有期雇用労働法の「第19条助言」は除く。



(2) 男女雇用機会均等法

ア 相談件数

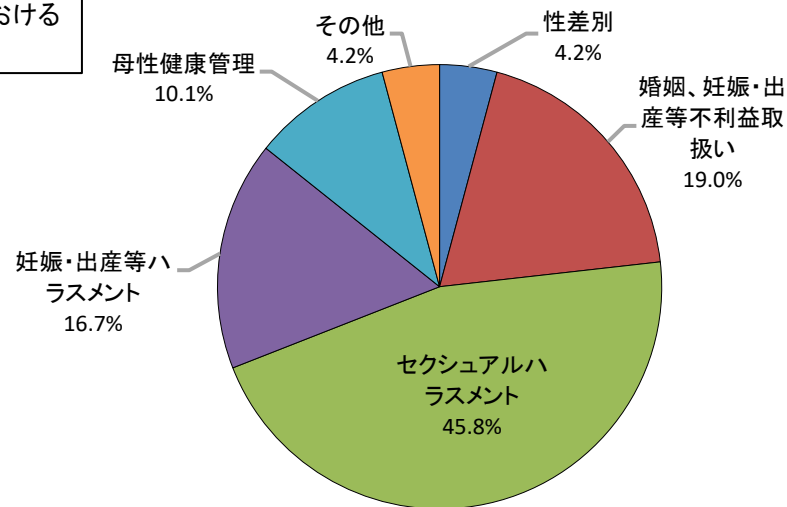
【相談内容の内訳】

(件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
性差別(募集・採用、配置・昇進、教育訓練、間接差別等)(第5条～8条関係)	7	11	7
不利益取扱い(第9条関係)	71	44	32
セクシュアルハラスメント(第11条関係)	95	83	77
妊娠・出産等に関するハラスメント(第11条の3関係)	18	25	28
母性健康管理(第12条、13条関係)	34	35	17
その他	7	13	7
合 計	232	211	168

【相談内容別割合】

(注) 令和4年度における  
相談件数=100%



イ 行政指導件数

(件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
募集・採用(第5条関係)	0	0	0
配置・昇進、教育訓練等(第6条関係)	0	0	0
間接差別(第7条関係)	0	0	0
婚姻・妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い(第9条関係)	3	0	0
セクシュアルハラスメント措置義務(第11条の1関係)	16	6	11
セクシュアルハラスメント事業主の責務(第11条の2関係)	0	0	10
妊娠・出産等に関するハラスメント措置義務(第11条の3関係)	16	5	13
妊娠・出産等に関するハラスメント事業主の責務(第11条の4関係)	0	0	10
母性健康管理(第12条、13条関係)	4	51	13
男女雇用機会均等推進者(第13条の2関係)	0	0	19
その他	0	0	0
合 計	39	62	76

(3) 育児・介護休業法

ア 相談

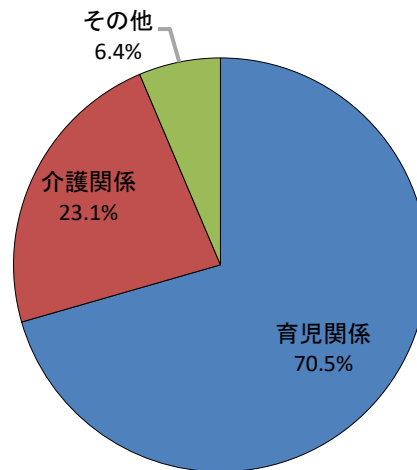
【相談内容の内訳1】

(件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
育児関係	215	416	431
介護関係	119	201	141
その他(職業家庭両立推進者等)	23	41	39
合計	357	658	611

【相談内容別割合】

(注) 令和4年度度における相談件数=100%



【相談内容の内訳2】

(件)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
育児関係	育児休業 (育児休業[第5条関係]、出生時育児休業[第9条の2関係])	97	220	250
	育児休業以外 (子の看護休暇[第16条の2、第16条の3関係]、所定外労働の制限[第16条の8関係]、時間外労働の制限[第17条関係]、深夜業の制限[第19条関係]、所定労働時間の短縮措置等[第23条、第24条関係]、労働者の配置に関する配慮[第26条関係])	75	112	103
	育児休業に係る不利益取扱い (第10条関係)	26	54	32
	育児休業以外に係る不利益取扱い (第16条の4、第16条の10、第18条の2、第20条の2、第21条第2項、第23条の2、第52条の4、第52条の5関係)	8	14	12
	育児休業等に関するハラスメントの防止措置 (第25条関係)	9	16	24
	育児休業制度に関する個別周知・意向確認、雇用環境整備(第21条、第21条の2、第22条関係)			10
	小計	215	416	431
介護関係	介護休業 (第11条関係)	51	109	63
	介護休業以外 (介護休暇[第16条の5、第16条の6関係]、所定外労働の制限[第16条の9関係]、時間外労働の制限[第18条関係]、深夜業の制限[第20条関係]、所定労働時間の短縮措置等[第23条、第24条関係]、労働者の配置に関する配慮[第26条関係])	58	73	63
	介護休業に係る不利益取扱い (第16条関係)	2	3	2
	介護休業以外に係る不利益取扱い (第16条の7、第16条の10、第18条の2、第20条の2、第23条の2、第52条の4、第52条の5関係)	2	4	0
	介護休業等に関するハラスメントの防止措置 (第25条関係)	6	12	13
小計	119	201	141	
その他	23	41	39	
合計	357	658	611	

## イ 行政指導件数

(件)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
育児関係	育児休業(第5条関係)	35	44	8
	出生時育児休業(第9条の2、第9条の5関係)			0
	子の看護休暇(第16条の2、第16条の3関係)	15	37	1
	所定外労働の制限(第16条の8関係)	4	3	0
	時間外労働の制限(第17条関係)	12	10	0
	深夜業の制限(第19条関係)	3	2	0
	個別周知・意向確認(第21条第1項関係)			1
	雇用環境整備(第22条第1項関係)			10
	3歳までの勤務時間短縮等(第23条第1項、第23条第2項関係)	16	14	2
	小学校就学までの勤務時間短縮等の措置(第24条第1項関係)	99	105	11
	休業等に関するハラスメント防止措置(第25条関係)	8	5	14
	休業期間等の通知(則第7条第4項から第6項関係)	14	6	1
	休業に係る不利益取扱い事案	1	0	0
小 計		207	226	48
介護関係	介護休業(第11条関係)	45	55	6
	介護休暇(第16条の5、第16条の6関係)	9	33	1
	所定外労働の制限(第16条の9関係)	7	5	1
	時間外労働の制限(第18条関係)	6	3	0
	深夜業の制限(第20条関係)	5	1	0
	勤務時間短縮等の措置(第23条第3項関係)	45	50	7
	勤務時間短縮等の措置(第24条第2項関係)	23	29	6
	休業等に関するハラスメント防止措置(第25条関係)	8	5	14
	休業期間等の通知(則第23条第2項関係)	0	1	0
	休業等に係る不利益取扱い事案	1	0	0
小 計		149	182	35
職業家庭両立推進者		59	60	8
合 計		415	468	91

(4)パートタイム・有期雇用労働法

ア 相談件数

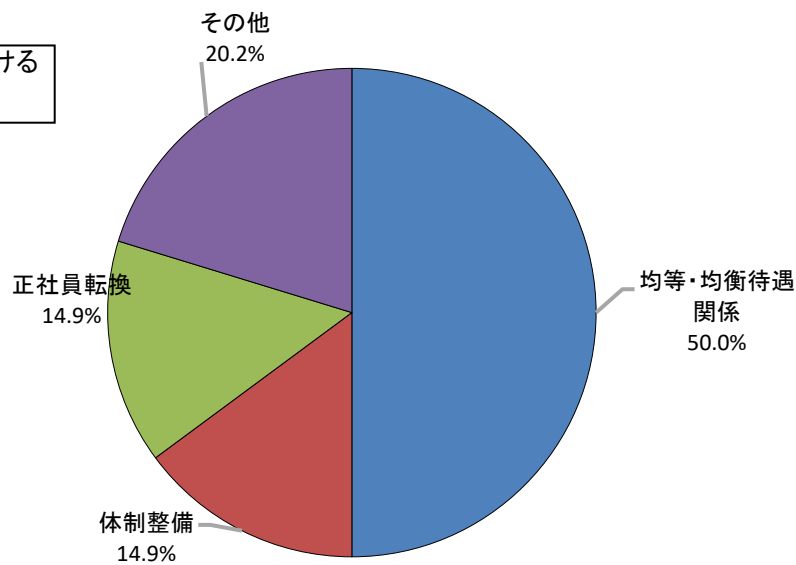
【相談内容の内訳】

(件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
均等・均衡待遇関係(第8条、9条、10条、11条、12条)	75	44	37
体制整備(第6条、7条、14条、16条、17条)	38	32	11
正社員転換(第13条)	15	6	11
その他(指針等)	22	9	15
合 計	150	91	74

【相談内容別割合】

(注)令和4年度における  
相談件数=100%



イ 行政指導件数

(件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
労働条件の文書交付等(第6条関係)	54	79	43
就業規則の作成手続(第7条関係)	40	50	18
不合理な待遇の禁止(第8条関係)		12	4
差別的取扱いの禁止(第9条関係)	0	1	0
賃金(第10条関係)	18	7	14
教育訓練(第11条関係)	10	4	1
福利厚生施設(第12条関係)	0	0	0
通常の労働者への転換(第13条関係)	56	60	32
措置の内容の説明(第14条第1項関係)	61	65	39
待遇に関する説明(第14条第2項関係)	0	0	0
相談のための体制整備(第16条関係)	22	24	14
短時間雇用管理者(第17条関係)	28	32	21
その他(指針等)	33	52	50
合 計	322	386	236

(5)労働施策総合推進法

ア 相談件数

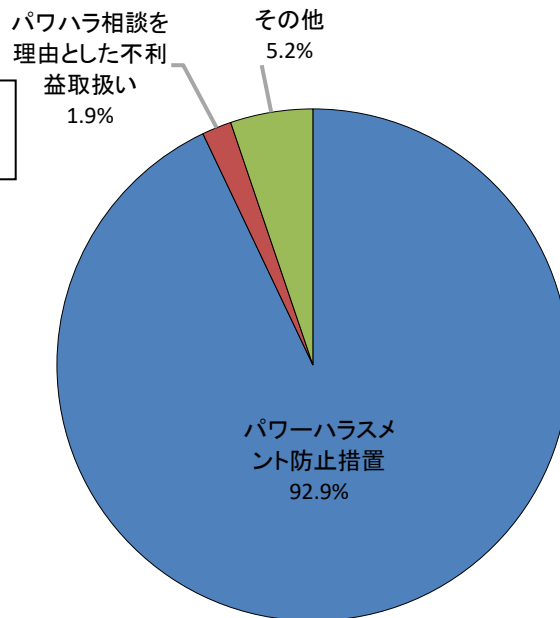
【相談内容の内訳】

(件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
パワーハラスメント防止措置(第30条の2第1項関係)	32	259	548
パワーハラスメント相談を理由とした不利益取扱い(第30条の2第2項関係)	1	17	11
その他	291	116	31
合 計	324	392	590

【相談内容別割合】

(注)令和4年度における  
相談件数=100%



イ 行政指導件数

(件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
パワーハラスメント防止措置(第30条の2第1項関係)	7	5	13
パワーハラスメント相談を理由とした不利益取扱い(第30条の2第2項関係)	0	0	0
事業主の責務 研修の実施等(第30条の3第2項関係)	2	0	9
事業主の責務 自らの言動(第30条の3第3項関係)	2	1	9
紛争解決援助等の申出を理由とする不利益取扱い(第30条の5第2項)	0	2	0
調停申請を理由とする不利益取扱い(第30条の6第2項関係)	0	0	0
合 計	11	8	31